第１８回全国障害児学級・学校学習交流集会　基調報告

２０１９．１．１２

**１　はじめに　～学習交流集会の意義と価値　～**

　第１８回目の学習交流集会は、全国から多くの仲間を迎えて開催することができました。開催地の宮城のみなさんや一緒に支えていただいた東北ブロックのみなさん、本当にありがとうございます。

この学習交流集会は、全国の障害児学級・学校の職場で、新しい世代のみなさんが増えてきた時に、これまで障害児教育で大切にしてきたことを伝えていこうということで始まり、今回で１８回目をむかえます。全国のみなさんの努力や協力もあり、参加したみなさんから「来てよかった」「大切なものを学ぶことが出来た」といった感想が寄せられる集会になっています。この集会をきっかけとして、それぞれの学校や地域でまた元気に実践や運動を展開する力になってきました。

今、障害児教育の現場では、多忙化や教職員の孤立化がすすみ、また、様々な教育条件が劣悪なまま放置されています。教職員は疲弊し、子どもたちは人権侵害ともいえる教育環境の中で学んでいます。新学習指導要領では、子どもたちの全人格的なかぎりない発達よりも、社会に貢献できる人材づくりが強調されています。

こんな厳しい時だからこそ私たちは、全国のみなさんと一緒に、子どもたちの発達を支える実践や運動を学び合い、交流し合い、励まし合っていけたらと思います。

　2011年1月の学習交流集会はこの宮城で開催し、大成功で終えました。その2か月後、東北地方を中心とした大震災が起きました。8年たっても震災後の復旧・復興は十分ではなく、元の生活に戻れずにいる方々も置き去りにされたままです。震災により福島の原発が大きな事故を起こしたにもかかわらず、国は全国の原発を次々に再稼働させています。そうした状況にある中で、私たちがこの地で集会を開き、学ぶことの意義はとても大きいのではないでしょうか。

2018年は、全国各地で台風や地震等の大きな被害がありました。あらためて被災されたみなさまにお見舞い申し上げます。今回の学習交流集会では、３日間のいずれでも震災のことを学び考えあう場があります。「震災と障害児の生活や教育」についてこの東北・宮城で学んでいけたらと思います。震災時には当然さまざまな困難が考えられますが、障害のある子どもたちと家族にとってはさらに深刻な状況となります。子どもたちを守る地域をどう作っていくのか、ぜひ一緒に考えていきましょう。

**２　いま障害児教育の現場では**

（１）教職員の多忙化・孤立化

「初任研で１５回の授業研をさせられる」「指導案作りに追われ、教材作りもできないし、子どもにも向き合えない」「授業時数の確保が強調され、授業日数や子どもたちの在校時間が増えている」「直接子どもの指導に関係のない書類づくりに追われる」「毎日12時間以上、学校で仕事をせざるをえない」「土日のどちらかは必ず出勤している」など、多忙化の実態を訴える悲鳴のような声が多数寄せられています。文部科学省の調査でも、多くの教職員が過労死ラインを超えていることがわかりました。忙しさのあまり、障害児教育にとって一番大切な、子どものことをみんなで話す時間が削られているという声もあがっています。いま、教職員の働き方改革として、多忙化解消のため「変形労働時間制」導入が言われていますが、これではかえって長時間労働を助長する危険性があります。少人数学級の実現、教職員増、競争的な管理教育の廃止、教育環境の改善などを求めていくことが必要です。

（２）障害児学校や障害児学級の現状

全国の障害児教育の現場では、人権侵害ともいえる教育環境・教育条件の劣悪さが多く報告されています。

障害児学校の過大・過密は進み、在籍数が300人以上の学校が全国的に増えています。間仕切り教室やカーテン教室、特別教室の普通教室への転用も、全国で今や当然のようにおこなわれています。現場では、子どもたちに合わせた教育ではなく、限られた条件に合わせた教育しかできないという声があがっています。過大・過密の状況が、子どもたちの学ぶ権利を侵害している状態です。さらに、全国の多くの地域において標準法に定められた教職員の人数が配置されていないという問題もあり、人手不足も深刻です。教職員が足りないことが、子どもたちの教育に大きな悪影響を与えていることは明らかです。

障害児学級の子どもたちは、障害児学校の子どもたち以上に増加し、障害児学級も過大・過密になっています。8人1学級という基準は、今の子どもたちの実態には合っておらず、定数改善を求める声が大きくなっています。また、新任の教員や臨時的任用の教員が一人で担当するケースもあり、専門性や継続性といった点でも課題が残ります。相談できずに孤立してしまっている方も多いのではないでしょうか。今回の学習交流集会で横のつながりをつくっていけるとよいと思います。

障害児学校も障害児学級も臨任率が非常に高い状態が続いています。全国的に統廃合が進む寄宿舎では、採用試験が行われていないこともあって、臨任率が30～50％と高く、課題も大きくなっています。保護者や地域との共同の取り組みで、障害児教育の環境を改善していけたらと考えます。

（３）通級指導をめぐって

小中学校の通級が基礎定数化されて2年目、そして今年度からは、高等学校における通級による指導が制度として開始されました。小中学校では、基礎定数化されたものの、いまだに20人以上を担当している地域があるなどの状況が報告されています。子ども13人に対して教員１人の配置を早急に実現させ、さらに担当人数を減らしていくことが求められています。また、教室や教材などの学習環境を整備すること、専門性のある教員を配置することなども課題となっています。

今年度から始まった高等学校における「通級指導による指導」を開始したのは45都道府県5政令市です。制度の導入に合わせ、特別なニーズのある生徒への指導のあり方の検討が始まっています。これまでも「一人一人に必要なことは何か」という視点で高校においても考えていこう、学校全体で支援の必要な生徒を支える学校づくりをすすめよう、といった話し合いが行われています。今回の学習交流集会においても、教育フォーラムで高校における「特別支援教育」について学びあおうと考えています。高校に限らず、小中学校の先生たちも一緒に、情報共有や学びあいが出来たらと考えています。

（４）新学習指導要領のもとで

　教育の内容に対しては、新学習指導要領による縛りが強くなってきています。

各地からは、授業を行うにあたって、「指導要領通りの指導案しか許されない」「授業と指導要領の関連性を求められる」といった声が数多く報告されています。新指導要領については、「国が子どもたちに必要な『資質・能力』を規定し、それを身につけるための指導方法や評価のやり方まで細かく規定している」などの問題点が、多くの研究者からも指摘されています。高等部では、学習指導要領で強調されている「キャリア教育」と銘打って、青年期の教育課題に取り組むより、「職業検定」などの指導が中心となっている状況が各地にみられます。個別指導計画では、子ども一人ひとりの願いを大事にした目標よりも、「パニックの回数を減らす」など数値目標が求められてもいます。12月末に高等部の学習指導要領案も発表されました。道徳教育、キャリア教育の強調や、国が求める「資質・能力」の押しつけ、細かく規定された「各教科の目標と内容」など、小中学部の新学習指導要領と同様の大きな問題が含まれています。

　このような状況の中でも、私たちは子どもたちの内面からの願いにこたえ、発達を保障する実践を展開していきたいと思います。今回の学習交流集会では、てんこ盛り講座、基礎講座や教育フォーラムに、「学習指導要領」や「キャリア教育」「青年期の課題」「子どもの発達」などをテーマにした内容が用意されています。各分科会でも実践を深めていきましょう。

（５）子どもたちの放課後保障や就労にかかわって

　安倍自公政権は、社会福祉における国の公的責任を果たそうとせず、「これからの社会福祉は公に頼るのではなく自己努力や地域での支えあいが基本」としました。困難な条件をもつ障害の重い人に対する支援の後回しなどが危惧されています。

また、今年度から、放課後等デイサービスや就労移行支援などに対して、報酬単価を引き下げることがおこなわれ、多くの事業所が厳しい運営に追い込まれています。私たちの学校の子どもたちの生活にも大きな影響が出ています。

**３　私たちを取り巻く社会　　～なぜ、どうしてこんなことに～**

1. 日本国憲法をめぐって

私たちの教育の土台である日本国憲法が今、変えられようとしています。安倍首相は、憲法に自衛隊を明記するという改憲案を示し、「戦争する国」づくりを進めようとしています。またそれにむけて、「国民のために国をしばる憲法」から「国のために国民をしばる憲法」に変えようとしています。「憲法改正」をくりかえし表明し、改憲案の国会提出を何度も探ってきています。

沖縄や基地をめぐる問題も「戦争する国」づくりと深い関係があります。沖縄県民の圧倒的な意思を無視し、政府は辺野古に米軍の新基地建設を強行しています。全国で住民や自治体の反対の声がある中、米軍基地の強化やオスプレイの配備、防衛施設設備などの拡張が進められています。福祉や医療は抑えて国民の生活を苦しめておきながら、防衛費は年々膨らんでいます。

また、政府の閣僚から教育勅語を容認する発言が繰り返されていること、先に述べた学習指導要領で国が求めている「資質・能力」を子どもたちに押しつけていることも、「戦争する」国づくりにつながっているように思えます。

平和な未来を子どもたちに手渡すため「戦争放棄」をうたう憲法を守り生かす取り組みが、今、とても重要な状況になっています。

（２）障害者の人権をめぐって

この間、障害者の人権を軽んじる事件などが次々と起きています。2年前の夏に起きた津久井やまゆり園事件、旧優生保護法による障害者の強制不妊手術、中央省庁や自治体による障害者雇用水増し問題など、あげればきりがないほどです。また、障害者の問題ではないかもしれませんが「LGBTの人は生産性がない」という国会議員の発言も問題になりました。どれも経済効率が優先される中で、「役に立つ」「役に立たない」で人間の価値を測ったり、障害者が社会の「お荷物」のように扱われたりしていることが、根源にあるのではないでしょうか。日本国憲法はすべての人に「個人として尊重される権利」「人間らしく生きる権利」があるとうたっています。その意味を深く学び、広げていくことが必要です。

全体会の記念講演の講師である藤井克徳氏は、その著書で「一部の構成員（障害者）をしめだす社会は弱くもろい」（国際障害者年の国連決議より）という言葉を用いながら、こうした社会の在り方を改めていこうと呼びかけられています。今回の学習交流集会の中でも、記念講演を受けて、「障害者の人権」について考えていきたいと思います。

　憲法や障害者権利条約に基づいて、当事者の参画を図りながら、障害者の権利を保障する運動を共同して進めていくことが求められています。

**４　この集会で学び、深めていきましょう　～この集会のこめた願い～**

　これまで述べたことをはじめ、私たちにはさまざまな課題がありますが、それを乗り越えていく力は、子どもたちの声を聞きとり、寄り添いながら、教職員、保護者、国民とともにつくる「参加と共同の学校づくり」です。その中で私たちは、子どもたちの成長・発達を保障するために、憲法と子どもの権利条約にもとづく教育をすすめていくことが求められていると思います。

新学習指導要領を中心とした官制研修が画一的に押しつけられ、教職員どうしの自由な学びの場が奪われる状況の中で、今、日常の教育活動での孤立感など、教職員としての深い悩みを抱えている人が増えています。そうした中、この全国障害児学級学校学習交流集会には、毎年、「子どもを大切にした教育を学びたい」と全国からたくさんの教職員が参加しています。「いい授業がしたい」「子どものために成長したい」と悩み、願っているみなさんが、この集会でともに学んだことを持ち帰り、通常学級の先生たちとも協力しながら、それぞれの地域の障害児教育を充実させていくことを期待しています。

最後に全教障教部主催の「北欧の障害児教育を学ぶツアー」を紹介します。全教障教部では、視野を広げて障害児教育を学ぶために、2017年夏、福祉の先進国であるデンマークやスウェーデンへの「障害児教育を学ぶツアー」を17年ぶりに再開しました。今年2019年も、これからの障害児教育を展望してみなさんとともに学んでいく旅をおこなおうと考えています。関心のある方はどうぞご参加ください。

子どもを真ん中にして、保護者のみなさんともつながりながら、一人一人の子どもたちの発達を限りなく保障していく実践を展開していくために、この集会で学び交流を深めていきましょう。